

○ 財 務 省 告 示 第 58 号

国 債 の 発 行 等 に 関 す る 省 令 (昭 和 57 年 大 蔵 省 令 第 30 号) 第 5 条 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 令 和 7 年 2 月 20 日 に 発 行 し た 割 引 短 期 国 債 の 発 行 条 件 等 を 次 の と お り 告 示 す る 。

令 和 7 年 3 月 10 日

財 務 大 臣 加 藤 勝 信

- | | | |
|---|---------------------------------|---|
| 1 | 名 称 及 び 記
号 | 国 庫 短 期 証 券 (第 1288 回) |
| 2 | 発 行 の 根 拠
法 律 及 び そ
の 条 項 | 財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を
図 る た め の 公 債 の 発 行 の 特 例 に
関 す る 法 律 (平 成 24 年 法 律 第
101 号) 第 3 条 第 1 項 並 び に 東 日
本 大 震 災 か ら の 復 興 の た め の 施
策 を 実 施 す る た め に 必 要 な 財 源
の 確 保 に 関 す る 特 別 措 置 法 (平
成 23 年 法 律 第 117 号) 第 69 条
第 4 項 、 脱 炭 素 成 長 型 経 済 構 造
へ の 円 滑 な 移 行 の 推 進 に 関 す る
法 律 (令 和 5 年 法 律 第 32 号) 第
7 条 第 1 項 及 び 特 別 会 計 に 関 す
る 法 律 (平 成 19 年 法 律 第 23 号)
第 46 条 第 1 項 |
| 3 | 振 替 法 の 適
用 等 | 社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法
律 (平 成 13 年 法 律 第 75 号 。 以
下 「 振 替 法 」 と い う 。) の 規 定 の
適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振
替 機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。 |
| 4 | 発 行 方 法 | 価 格 を 競 争 に 付 し て 行 わ れ る 入
札 (以 下 「 価 格 競 争 入 札 」 と い
う 。) に よ る 発 行 (以 下 「 価 格 競
争 入 札 発 行 」 と い う 。) 及 び 価 格 |

競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

5 募入決定の方法

(1) 価格競争入札発行

各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6 発行額

(1) 価格競争入札発行

額面金額で 2,444,690,000,000 円

うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で201,221,850,000円、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第69条第4項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で14,648,950,000円、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の

	推進に関する法律第7条第1項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で704,276,600,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で1,524,542,600,000円
(2) 国債市場 特別参加 者・第I 非価格競 争入札発 行	特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した割引短期国債について、額面金額で755,300,000,000円
7 払込金額	
(1) 価格競争 入札発行	2,429,843,239,900円
(2) 国債市場 特別参加 者・第I 非価格競 争入札発 行	750,715,329,000円
8 最低額面金 額	50,000円
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10 発行日	令和7年2月20日
11 発行価格	
(1) 価格競争 入札発行	額面金額100円につき99円38銭1厘以上のそれぞれの応募価

	(2) 国債市場 特別参加 者・第 I 非価格競 争入札発 行	格 額面金額 100 円につき 99 円 39 銭 3 厘
12	償還期限	令和 8 年 2 月 20 日 ただし、償還期が銀行休業日に 当たるときは、その翌営業日に 償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額 100 円につき 100 円
14	元金支払場 所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和 7 年 2 月 20 日